

～認め合い　ともに輝く　おかや～

# **男女共同参画おかやプランⅦ（案）**

（第7次岡谷市男女共同参画計画）

2025年度－2029年度

長野県岡谷市

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 .....           | 1 |
| 2 計画の性格と位置づけ .....        | 2 |
| 3 計画の期間 .....             | 2 |
| 4 男女共同参画に関する岡谷市の現状 .....  | 3 |
| 5 持続可能な開発目標（SDGs）とは ..... | 9 |

## 第2章 計画の基本的な考え方

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| 1 基本理念と岡谷市がめざす「男女共同参画社会」の姿 ..... | 10 |
| 2 基本目標 .....                     | 11 |
| 3 施策の体系 .....                    | 12 |

## 第3章 計画の内容

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 施策（1）男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進 .....     | 13 |
| 施策（2）男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実 ..... | 15 |
| 施策（3）国際的視点に立った意識の浸透 .....           | 17 |

### 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

|                                                |    |
|------------------------------------------------|----|
| 施策（1）意思決定過程への女性の参画促進 .....                     | 18 |
| 施策（2）男女がともに働きやすい環境整備と<br>ワーク・ライフ・バランスの実現 ..... | 20 |
| 施策（3）地域における男女共同参画の推進 .....                     | 25 |

### 基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

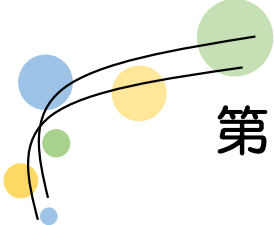
|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 施策（1）あらゆる暴力の予防及び根絶 .....        | 27 |
| 施策（2）安心して暮らすための相談・支援体制の整備 ..... | 30 |
| 施策（3）生涯を通じた健康支援 .....           | 32 |
| 施策（4）多様な性を認め合える社会の実現 .....      | 35 |

## 第4章 計画の推進

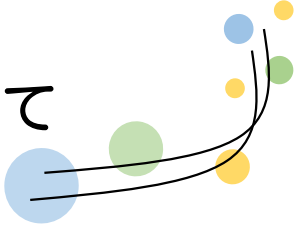
|                  |    |
|------------------|----|
| 1 計画の進行管理 .....  | 36 |
| 2 計画の推進体制 .....  | 37 |
| 3 市民のみなさんへ ..... | 38 |

### (資料編)

|                               |  |
|-------------------------------|--|
| 1 計画策定の経過                     |  |
| 2 市民等の意見募集（パブリックコメント）に寄せられた意見 |  |
| 3 関係法令、条例等                    |  |
| 4 男女共同参画に関する国内外の動き            |  |
| 5 用語解説                        |  |



# 第1章 計画の策定にあたって



## 1 計画策定の趣旨

岡谷市は、これまで国際社会の動向や国、県の動きと連動して、女性政策、男女共同参画政策を推進し、平成6年に「岡谷市女性行動計画」を策定以来、令和2年に策定した「第6次岡谷市男女共同参画計画（以下、「男女共同参画おかやプランⅥ」という。）」まで約30年間、市民と協働によりさまざまな施策に取り組んできました。その結果、市民の意識は少しずつ変化してきていますが、今もなお固定的な性別役割分担意識による制度や慣習、しきたりが生活環境に根強く残っています。

全国的に、人口減少と少子高齢化が急速に進むなかで、激甚化・頻発化する自然災害や社会のグローバル化、デジタル化の進展など社会情勢は大きく変化し、人々の意識や生き方も多様化してきています。こうしたなか、活力ある社会を維持するためには、男女の性別にとらわれず、多様性を認め合いながら、誰もがいきいきと自分らしく暮らせる社会が求められています。

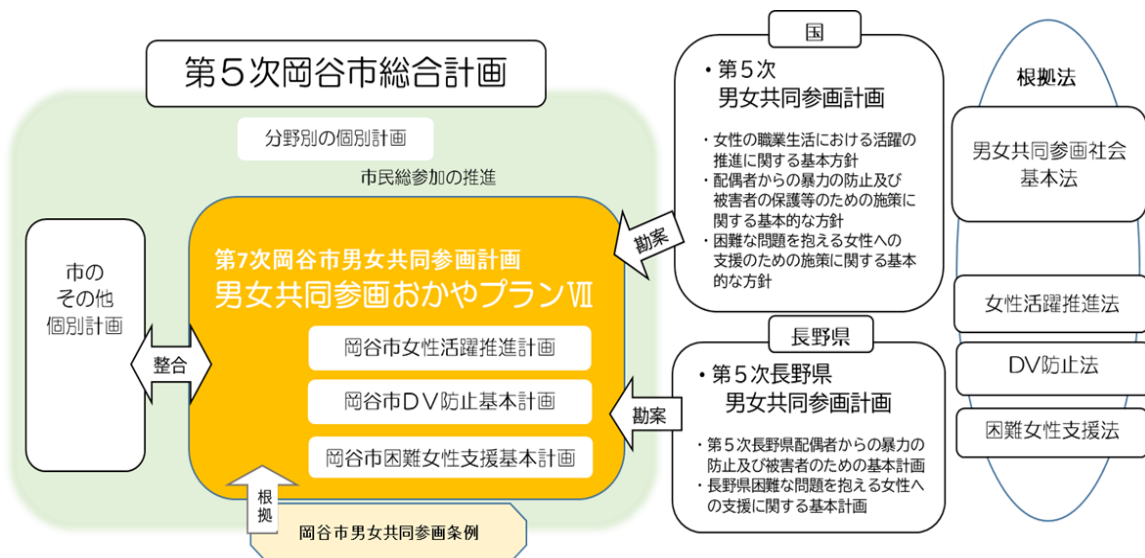
また、女性をめぐる課題は、性的な被害、生活困窮、家庭の状況や地域社会との関係性など、複雑化、複合化、多様化していることから、安心して生活できる環境づくりが必要となっています。

さらに、今後の取り組みを進めるためには、「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を踏まえたジェンダー平等の視点を計画に盛り込むことも大切です。

令和6年度をもって「男女共同参画おかやプランⅥ」の計画期間が終了するため、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、国際社会の動向や国、県の男女共同参画計画などを勘案しながら、男女共同参画社会を総合的かつ効果的に推進するための指針となる新たな計画を策定します。

## 2 計画の性格と位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「岡谷市男女共同参画条例（以下、「条例」という。）」第10条に基づく、岡谷市の男女共同参画の推進に関する基本計画であり、市政の総合的な行政運営の指針である「第5次岡谷市総合計画」の施策（市民総参加の推進）を推進するための個別計画と位置づけます。
- (2) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく【岡谷市女性活躍推進計画】、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく【岡谷市DV防止基本計画】、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「困難女性支援法」という。）」第8条第3項に基づく【岡谷市困難女性支援基本計画】を包含した計画とします。
- (3) この計画は、男女共同参画づくりを推進するため、市民、事業者、教育関係者などと行政が一体となって協働するための指針と位置付けます。



## 3 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

なお、計画期間中において社会経済情勢の変化などにより新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4 男女共同参画に関する岡谷市の現状

### (1) 各種調査からみる岡谷市の現状

これまでの取り組みの検証として、令和4年度に「働く場における男女の意識調査」（以下、「働く場の意識調査」という。）と、令和5年度に「男女共同参画に関する市民アンケート」（以下「市民アンケート」という。）を実施しました。

#### ① 固定的な性別役割分担意識について

市民アンケートの結果から、「男性は仕事、女性は家庭」というような男女の役割を固定する考え方については、「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせると75%であり、前回調査（平成30年度調査）から17.6ポイント増加していることから、固定的な性別役割分担意識は解消されつつあると考えられます（図1-1）。

しかし、男女の役割や地位に関する意識について、「学校教育の場」以外では男性の方が優遇されているという認識にある人が多い状況でした（図1-2）。

男女共同参画おかやプランⅥの目標指標としている「家庭生活」「職場」「地域活動」における男女の地位の平等感を前回調査と比較すると、「職場」ではわずかに増となりましたが、「家庭生活」「地域活動」は減となり、3項目とも全体の3割弱にとどまりました（図1-3）。

このような状況から、社会のあらゆる場面において、誰もが性別に関わることなく能力を十分に発揮するためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みが必要です。

図1-1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきである」という考え方について

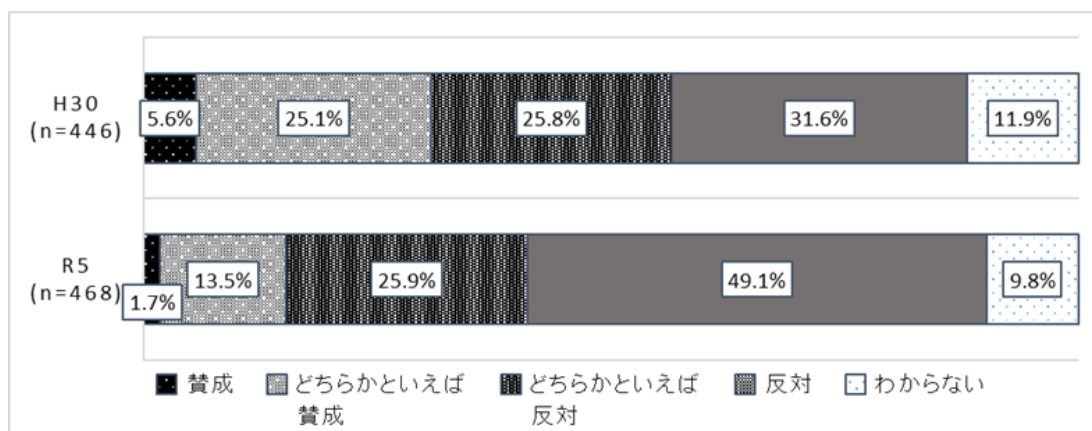


図 1-2 男女の役割や地位に関する意識について

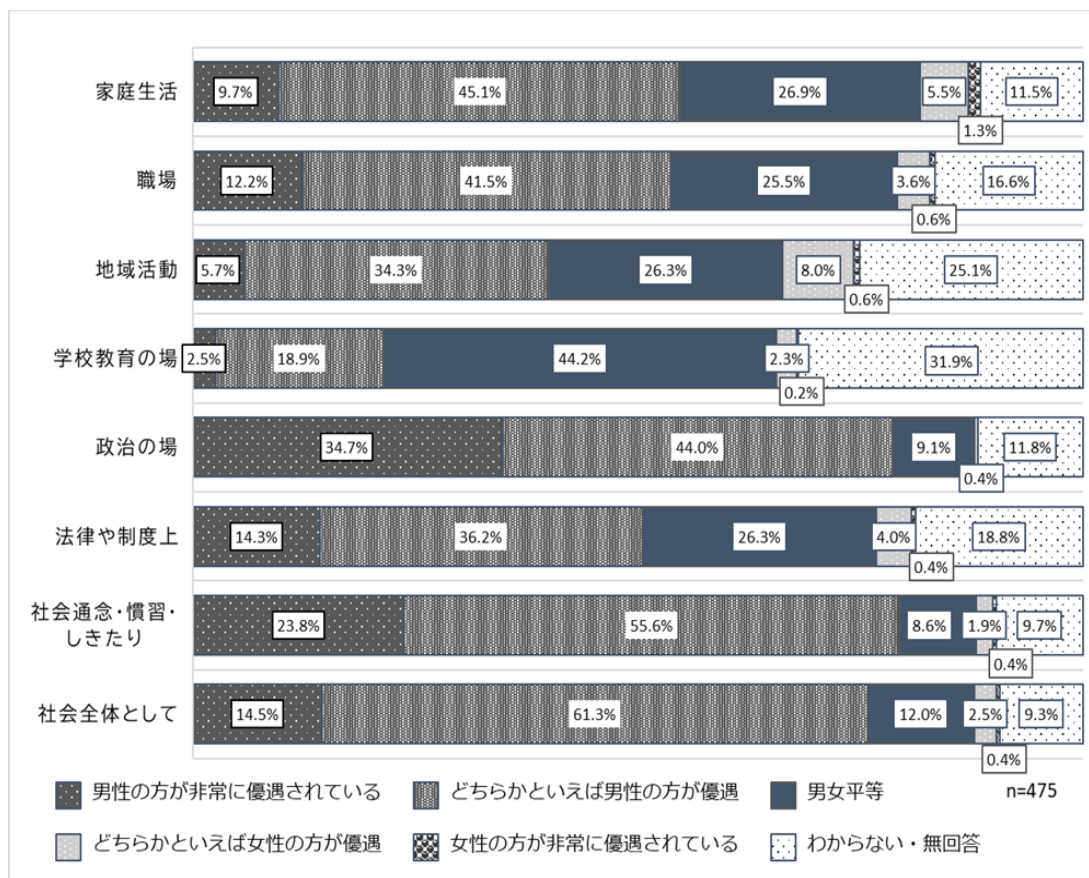
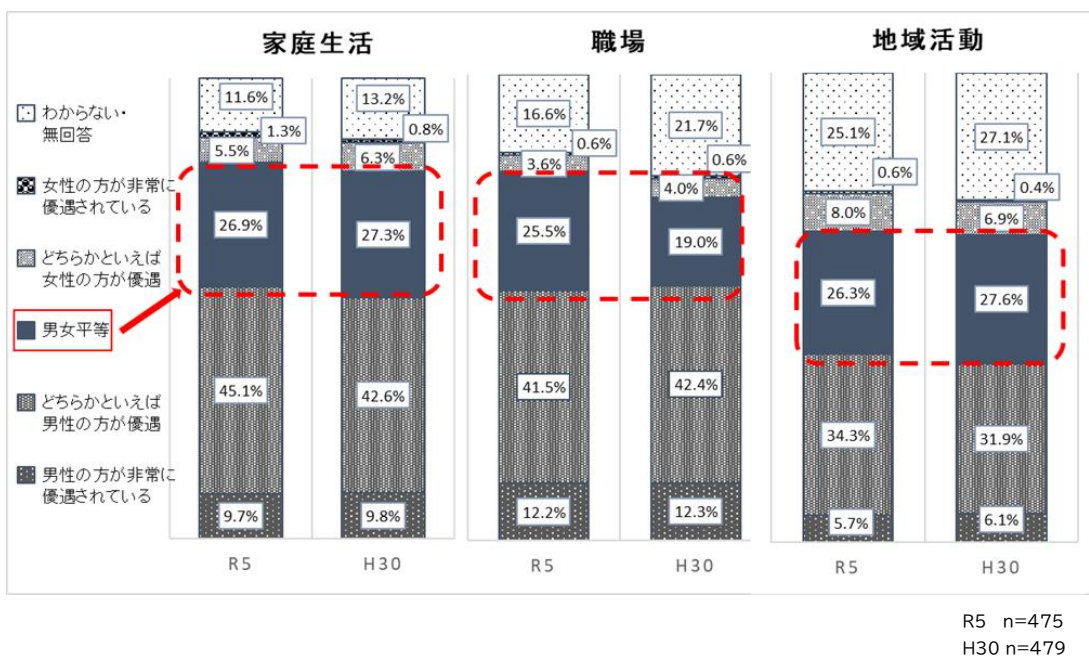


図 1-3 男女の役割や地位に関する意識について（目標指標 3 項目 R5-H30 比較）





## ②意思決定段階への女性参画について

さまざまな政策・方針決定の場では、男女が対等に参画し、ともに責任を果たすことが必要です。

男女共同参画おかやプランⅥにおいて目標指標を40%とした「審議会等への女性委員の登用率」については、毎年少しずつ増加していますが、目標値には届かない状況でした（図1-4）。

市民アンケートでも、「自治会やPTAの責任ある役職はほとんどが男性である」との回答は40.0%、「会長は男性と決まっている」との回答は22.0%となりました。一方、「女性自身が責任ある役職に就くことを避けている」と感じている人も22.3%おり、中でも50代以上の女性に多い結果であったことから、特にその年代が役職に就くことを避けているのではないかと考えられます。

このような状況から、さまざまな組織運営に男女問わず参画できるよう、男性の意識だけでなく、女性自身の意識も向上させていく必要があります。また、性別による固定概念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）の解消に向けた意識啓発が必要です。

図1-4 審議会等委員の男女比

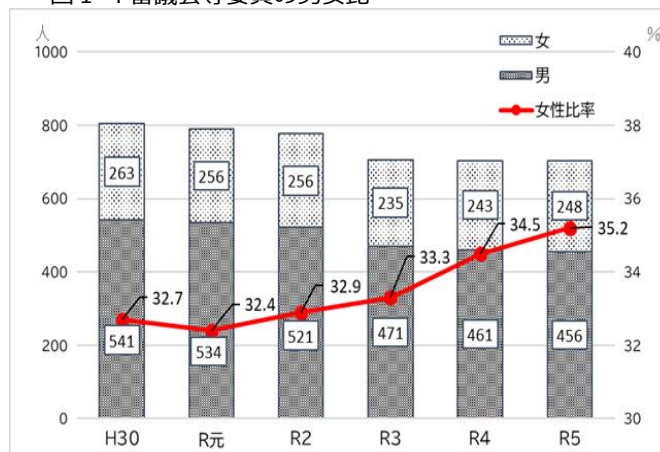
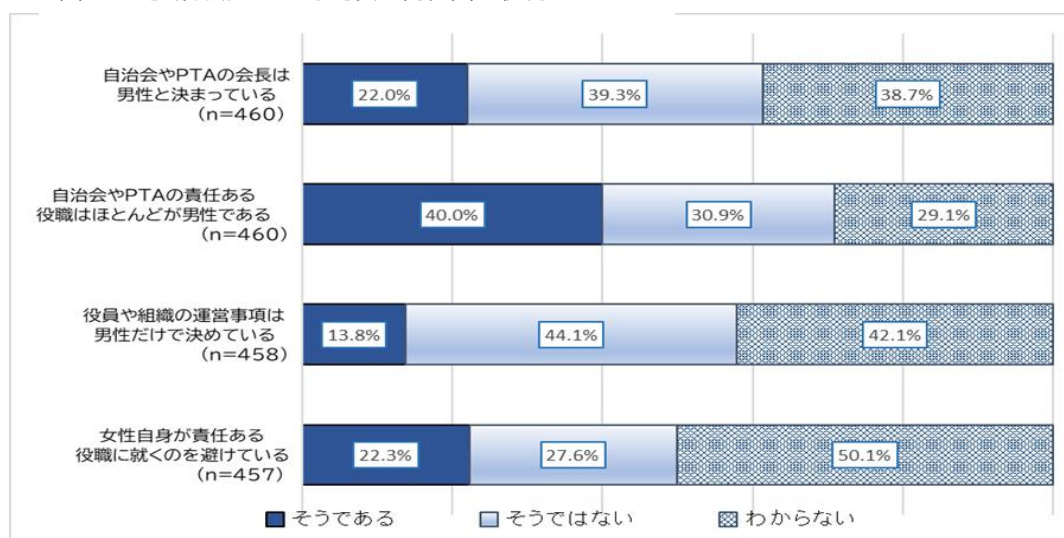


図1-5 地域活動における男女共同参画の状況



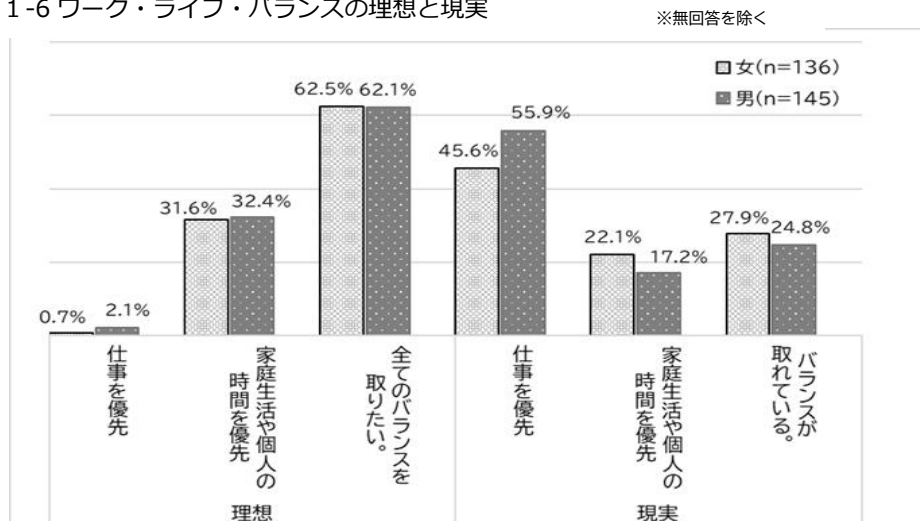


### ③ワーク・ライフ・バランスの実現について

働く場の意識調査では、ワーク・ライフ・バランスへの考え方について男女とも6割以上が「全てのバランスを取りたい」と考えていますが、現実では仕事を優先している人が多く、理想と現実にはギャップが生じています（図 1-6）。

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、業務の効率化や有給休暇だけでなく、育児休業や介護休業など制度の充実が必要と考えられます。

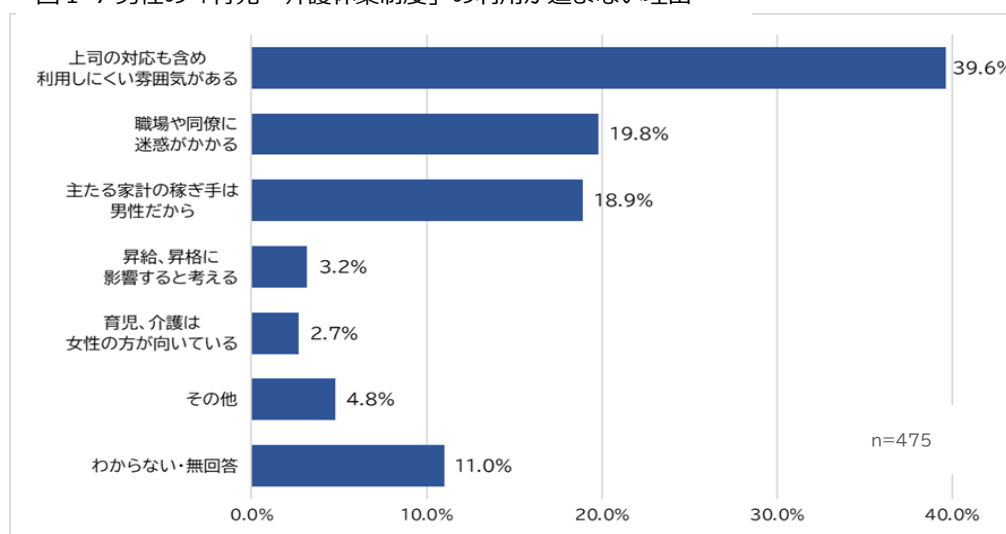
図 1-6 ワーク・ライフ・バランスの理想と現実



また、育児・介護休業法が改正され、男性も育児休業などを取りやすい環境となってきましたが、「上司の対応も含めて利用しにくい雰囲気がある」、「職場や同僚に迷惑がかかる」と考える人が多く、利用が進んでいないことがわかります（図 1-7）。

こうしたことから、柔軟で多様な働き方への支援に加え、誰もが制度を利用しやすい雰囲気にするための意識改革が必要です。

図 1-7 男性の「育児・介護休業制度」の利用が進まない理由



#### ④あらゆる暴力の根絶について

市民アンケートでは、DVの被害経験について「直接経験をしたことがある」、「相談を受けたことがある」、または「当事者を知っている」との回答が2割を超えています（図 1-8）。

相談先として、家族や親せき、友人などが上位となっていますが、公共機関へ相談する人はどの機関も1割前後であり、どこ（だれ）にも相談しない人もいることから、相談しやすい環境整備が必要です（図 1-9）。

図 1-8 DVを受けたり、見聞きした経験

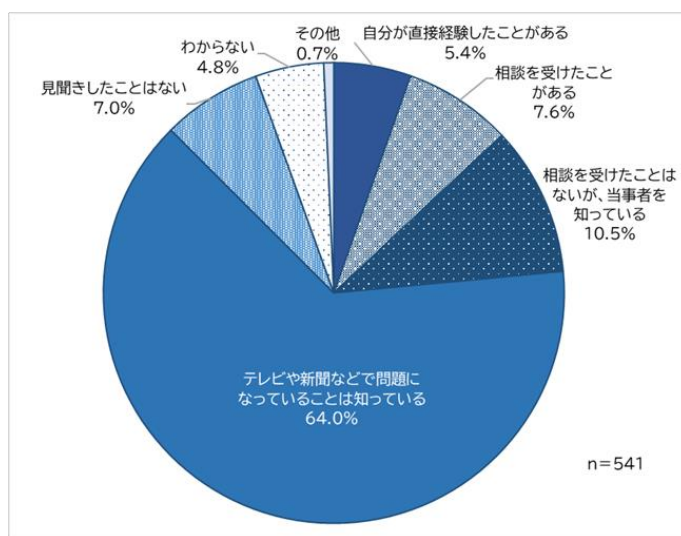
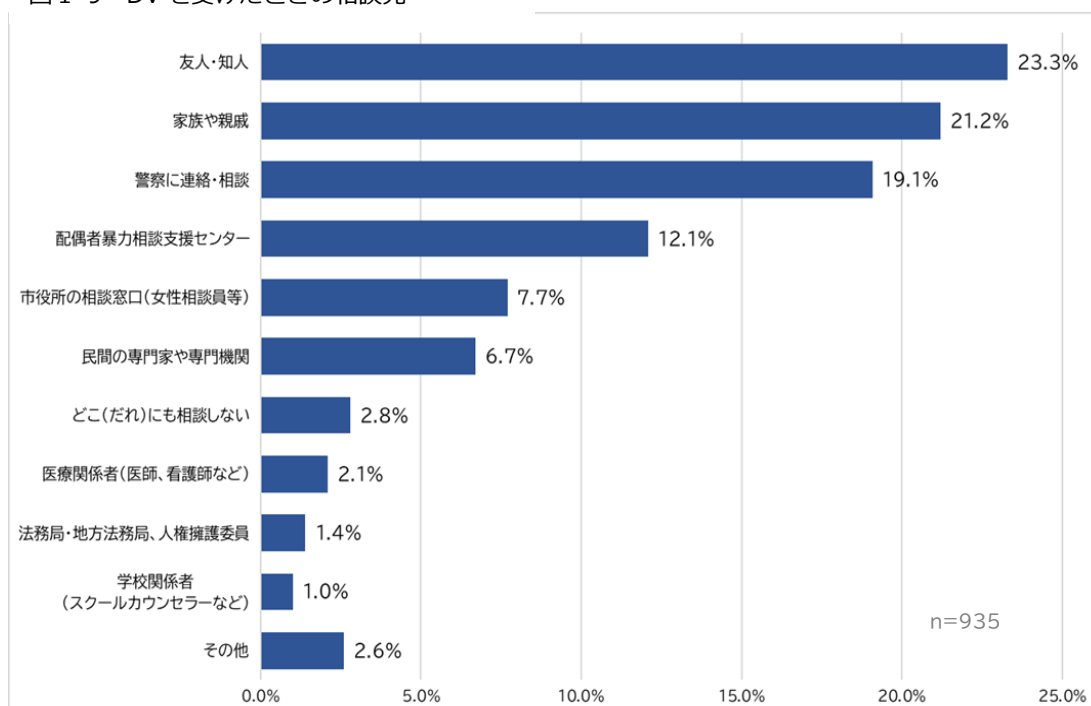


図 1-9 DVを受けたときの相談先



## （２）男女共同参画おかやプランⅥにおける目標の達成状況

男女共同参画おかやプランⅥでは、計画に掲げた基本目標に関わる１１施策２４項目の事業を実施し、市民の男女共同参画意識の醸成に努めてきました。

令和２年から３年間は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、「新しい日常」へと移り変わるなか少しずつ数値が増加するなど、市民の意識も徐々に浸透してきていると考えますが、各項目の目標値に対しての状況をみると、さらに普及啓発に努める必要があります。

### ●男女共同参画おかやプランⅥにおける目標の達成状況表

#### 基本目標１ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

| 指標名                          | 計画策定時実績 | 現状<br>(令和５年度末) | 目標値   |
|------------------------------|---------|----------------|-------|
| 家庭における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合 | ２７.３％   | ２６.９％          | ３５.０％ |
| 地域で開催する「出張フォーラム」などへの参加者数     | ６７５人    | １６３人           | ７００人  |

#### 基本目標２ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

| 指標名                                | 計画策定時実績 | 現状<br>(令和５年度末) | 目標値   |
|------------------------------------|---------|----------------|-------|
| 審議会等における女性委員の登用率                   | ３２.７％   | ３５.２％          | ４０.０％ |
| 職場における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合       | １９.０％   | ２５.５％          | ２５.０％ |
| 地域活動における男女の地位の平等感について平等と思う人の割合     | ２７.６％   | ２６.３％          | ３５.０％ |
| ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度（内容まで知っている人の割合） | ２７.１％   | ４１.１％          | ３５.０％ |

#### 基本目標３ 安全で安心して暮らせる環境づくり

| 指標名                 | 計画策定時実績 | 現状<br>(令和５年度末) | 目標値 |
|---------------------|---------|----------------|-----|
| DVについて誰にも相談できない人の割合 | ５.０％    | ２.８％           | ０％  |
| 防災会議の女性委員数          | ３人      | ５人             | ５人  |

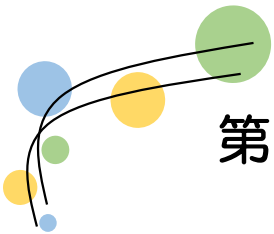
## 5 持続可能な開発目標（SDGs）とは

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

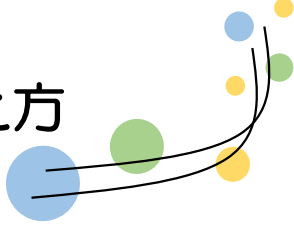
（外務省公式サイトから転載）



\*目標5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う  
これは重要なテーマであり、日本では、「男女共同参画社会基本法」で21世紀の最重要課題となっています。



## 第2章 計画の基本的な考え方



### 1 基本理念と岡谷市がめざす「男女共同参画社会」の姿

本計画では、条例に定める基本理念に基づき、男女が互いにそれぞれの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わることなく、その個性と能力を十分発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

● 条例に掲げる基本理念をわかりやすく示しています。

#### ■ 男女の人権の尊重

男女が互いの特性を認め合い、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取扱いを受けることなく、男女が個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重される社会をめざします。

#### ■ 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担等にとらわれず、誰もが多様な生き方を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を考えます。

#### ■ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市の政策立案や民間団体等の方針決定に共同参画するための条件整備を推進します。

#### ■ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族が互いに協力し、家庭生活における活動について家族の一員としての役割を果たすとともに、仕事、学習、地域活動などの家庭生活以外での活動にも対等に参加できる環境づくりを推進します。

#### ■ 国際的協調

他の国々や国際機関等の動向を注視し、国際社会と協調した取り組みを行います。

## 2 基本目標

本計画では、条例に定める5つの基本理念に加え、女性活躍推進法、DV 防止法、困難女性支援法の基本方針を勘案し、3つの基本目標を掲げて施策を展開していきます。

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

誰もが個性や能力を発揮しながら自分らしく生活していけるよう、固定的な性別役割分担意識を解消し、性別に関わりなく多様な生き方を選択でき、お互いを尊重し認め合える社会をめざすため、すべての人が男女共同参画の意義や必要性について理解を深められるよう意識づくりを進めます。



### 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

人々の価値観の多様化が進むなかで、意思決定の場において男女が対等な立場で参画するため、あらゆる分野において、政策・方針決定過程への女性の積極的登用についての理解を深めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現のために多様な働き方の支援に努め、性別にとらわれることなく一人ひとりが個性と能力を発揮し、社会や地域で活躍できる環境づくりをめざします。



### 基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

生涯を通じて健康で安心して暮らせる生活環境を整えるため、DV や性暴力、各種ハラスメントなどあらゆる暴力の予防と根絶のほか、ライフステージに応じた心身の健康づくりを支援します。

また、困難を抱えた女性が躊躇なく相談できる体制を構築し、誰もが安心して相談できる支援体制とするなど、多様性を認め合いながら、ともに安全で安心して暮らせる社会づくりをめざします。





### 3 施策の体系

| 基本目標                                 | 施 策                          | 施策の内容                                                |
|--------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------|
| <b>基本目標1</b><br>男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり | (1) 男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進     | ① 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進<br>② 固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発  |
|                                      | (2) 男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実 | ① 男女共同参画の視点に立った教育の充実<br>② 家庭・職場・地域における男女共同参画の学習機会の提供 |
|                                      | (3) 国際的視点に立った意識の浸透           | ① 情報収集及び提供<br>② 多文化共生社会の推進                           |

|                                                             |                                     |                                                                       |
|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| <b>基本目標2</b><br>あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり<br>【岡谷市女性活躍推進計画】 | (1) 意思決定過程への女性の参画促進                 | ① 審議会などへの女性の積極的参画<br>② 女性の職域拡大と管理・監督職への登用促進                           |
|                                                             | (2) 男女がともに働きやすい環境整備とワーク・ライフ・バランスの実現 | ① 女性の創業・就労支援<br>② 女性が活躍するための環境整備<br>③ 多様な働き方への支援<br>④ ワーク・ライフ・バランスの推進 |
|                                                             | (3) 地域における男女共同参画の推進                 | ① 地域活動における女性の参画促進<br>② 防災・減災活動における男女共同参画の推進                           |

|                                                        |                                      |                                                                    |
|--------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| <b>基本目標3</b><br>誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり<br>【岡谷市困難女性支援基本計画】 | (1) あらゆる暴力の予防及び根絶<br>【岡谷市 DV 防止基本計画】 | ① DV・性暴力などへの対策の推進<br>② 各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進<br>③ 若年層に対する予防啓発の推進     |
|                                                        | (2) 安心して暮らすための相談・支援体制の整備             | ① 困難を抱えた女性への支援<br>② ひとり親家庭の支援の充実                                   |
|                                                        | (3) 生涯を通じた健康支援                       | ① ライフステージに応じた健康の包括的支援<br>② 妊娠・出産・育児に関する支援の充実<br>③ 高齢者・障がい者の社会参画の支援 |
|                                                        | (4) 多様性を認め合える社会の実現                   | ① 多様な性に関する理解促進                                                     |

## 第3章 計画の内容

### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

#### 施策（1）男女共同参画意識を高める広報・啓発の推進

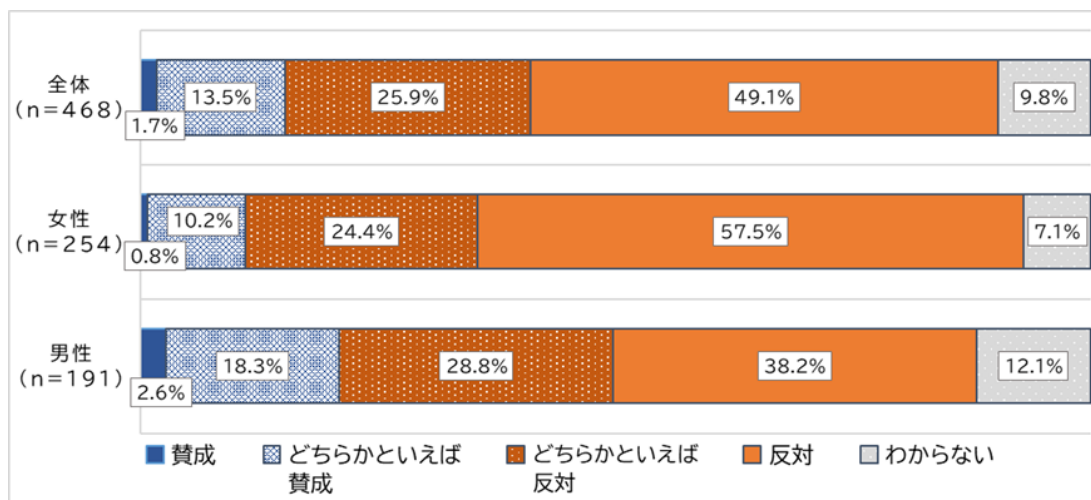
##### ■現状と課題

第1章4でも触れていますが、「男性は仕事、女性は家庭」というような考え方について男女ともに約7割が反対と考えています。しかし、賛成と考える人は約2割で、特に男性が多いことから、いわゆる固定的な性別役割分担意識が残っていることがわかります（図3-1）。

誰もが自分らしくいきいきと生活するためには、性別などに関わりなく多様な生き方を認め、能力を十分に発揮できる社会となることです。そのためには、ジェンダー平等の視点に基づき、不平等感を解消することが大切です。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、広報・啓発活動などを行い、男女共同参画を進めることは男性にとっても女性にとっても暮らしやすくなる、という理解を浸透させる必要があります。

図3-1 「男性は仕事をし、女性は家庭を守るべきである」という考え方について



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和5年度）

## ■施策の方向

市民が男女共同参画の意義や必要性について正しく理解できるよう、男女共同参画の意識づくりのための広報・啓発を推進します。

また、あらゆる機会を活用し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行います。

## ■施策の内容

### ①男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

| 具体的施策               | 取り組み内容                                                       | 担当課     |
|---------------------|--------------------------------------------------------------|---------|
| 男女共同参画に関する情報発信・啓発活動 | 男女共同参画への関心と理解を深めるため、広報やホームページなどによる情報発信、イベントの開催を通じた啓発活動を行います。 | 地域創生推進課 |

### ②固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発

| 具体的施策                  | 取り組み内容                                                     | 担当課                                                  |
|------------------------|------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 固定的な性別役割分担意識解消のための意識啓発 | 家庭・学校・職場・地域などへ、学習機会の提供を行い、男女共同参画の推進を阻害する慣習やしきたりなどの解消を図ります。 | 地域創生推進課<br>工業振興課<br>商業観光課<br>農林水産課<br>教育総務課<br>生涯学習課 |

## 施策（２）男女平等・男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### ■現状と課題

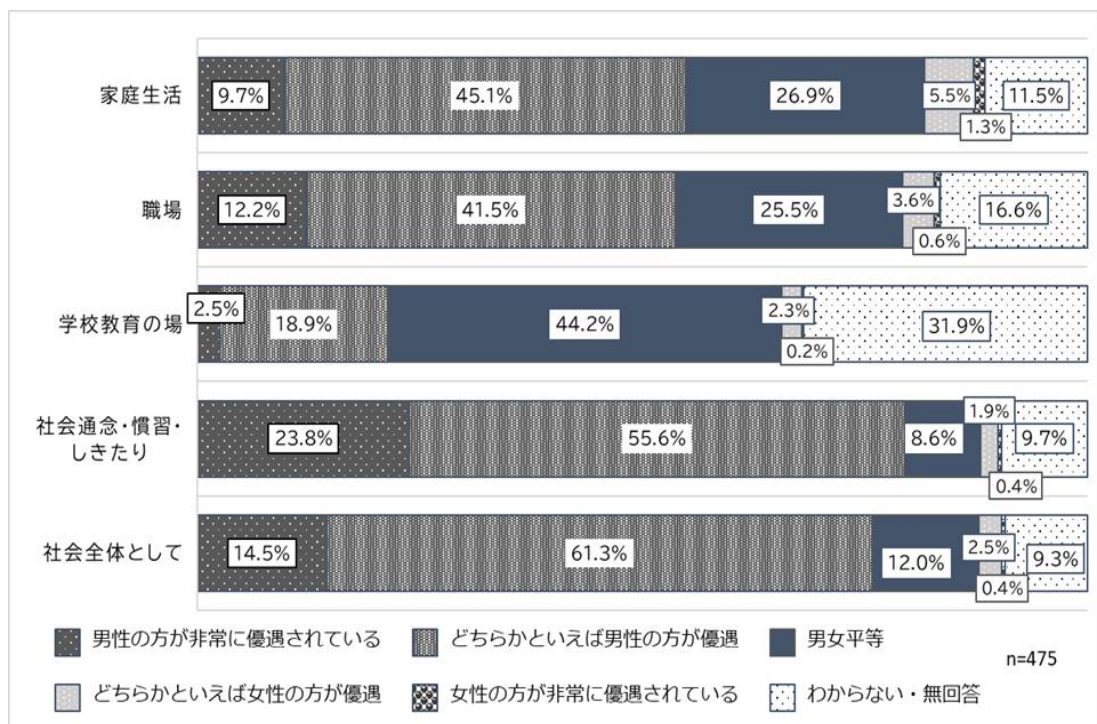
男女の地位の平等感について、「学校教育の場」では男女平等だという意識にある人が多く、「職場」や「家庭生活」、「社会通念・慣習・しきたり」、「社会全体」と比べると、男女平等が進んでいる様子が伺えます（図 3-2）。

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方を選択でき、自分らしくいきいきと生活するためには、子どものころから男女共同参画・ジェンダー平等について学習し、理解を深めることが重要です。

また、学校教育だけでなく、家庭や地域社会が与える影響も大きいことから、子どもから大人まで生涯を通じた男女共同参画の視点に立った総合的な教育・学習の機会を提供する必要があります。

図 3-2 男女の役割や地位に関する意識について

（家庭生活、職場、学校教育の場、社会通念・慣習・しきたり、社会全体として）



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和 5 年度）

## ■施策の方向

男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。

また、家庭・職場・地域などさまざまな場において、男女共同参画の意識づくりのための教育や学習の機会を提供します。

## ■施策の内容

### ①男女共同参画の視点に立った教育の充実

| 具体的施策                | 取り組み内容                                                                    | 担当課           |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 性別に関わらない幼児期の教育・保育の推進 | 幼児期から、一人ひとりの人権を尊重し、その個性を伸ばす教育・保育を進めます。                                    | 子ども課          |
| 多様な選択を可能にする教育の推進     | 児童・生徒に男女共同参画・ジェンダー平等に関する理解を促し、一人ひとりの人権を尊重し、個性を伸ばしたキャリア形成ができるよう教育の推進を図ります。 | 教育総務課         |
| 教職員・保育士などに対する意識啓発    | 男女共同参画・ジェンダー平等の視点に立った教育を推進するため、教職員、保育士などに対し、意識啓発活動を行います。                  | 教育総務課<br>子ども課 |

### ②家庭・職場・地域における男女共同参画の学習機会の提供

| 具体的施策                 | 取り組み内容                                              | 担当課              |
|-----------------------|-----------------------------------------------------|------------------|
| 男女共同参画に関する講座など学習の支援   | 事業所・団体などが主催する講座や研修会に講師（アドバイザーなど）を派遣するなど、学習活動を支援します。 | 地域創生推進課<br>生涯学習課 |
| 男女共同参画に関する資料や情報の収集と提供 | 男女共同参画・ジェンダー平等などの推進を図るため、市民や団体へ情報の提供を行います。          | 地域創生推進課          |

## 施策（３）国際的視点に立った意識の浸透

### ■現状と課題

国際連合では２０１５年９月に、持続可能な開発のための２０３０アジェンダが採択され、「誰一人取り残さない」社会を目指して国際社会が一致して取り組みを進めています。その持続可能な開発目標（SDGs）のひとつに「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めるには、国際的な動向を把握し、取り入れることが必要です。あわせて、国際交流や多文化共生に対する理解を深める機会の提供や在住・滞在外国人などに配慮した支援を行うことも大切です。

### ■施策の方向

ジェンダー平等の取り組みなど国際的な動向を把握し、広く情報提供を行います。また、多文化共生社会の理解を浸透させるため、国際交流などを推進します。

### ■施策の内容

#### ①情報収集及び提供

| 具体的施策     | 取り組み内容                                               | 担当課     |
|-----------|------------------------------------------------------|---------|
| 国際的な情報の提供 | 男女共同参画に関する国際連合の動きや先進国の状況などを収集し、広報やホームページなどで情報を提供します。 | 地域創生推進課 |

#### ②多文化共生社会の推進

| 具体的施策                    | 取り組み内容                                                           | 担当課                    |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 国際理解と交流の推進               | 国際交流の場を提供し、多文化共生の理解と認識を深めることを推進します。                              | 子ども課<br>教育総務課<br>生涯学習課 |
| 在住・滞在外国人に対する暮らしに関する情報の提供 | 在住・滞在外国人の不安や悩みを解消するため、人権に配慮しながら暮らしに関する情報を提供するとともに、各種相談に適切に対応します。 | 地域創生推進課                |



## 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる 環境づくり

### 施策（１）意思決定過程への女性の参画促進

#### ■現状と課題

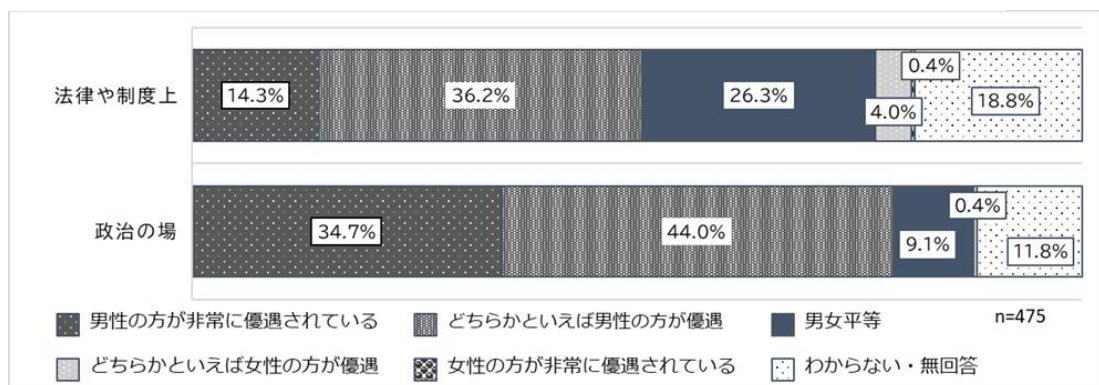
男女共同参画社会を実現するためには、家庭・仕事・地域などさまざまな場面において意思決定過程に男女がともに参画し、平等に意見を反映させることが重要です。

本市における各種審議会などへの女性参画は、35.2%と目標値には届かない状況です（P5図 1-4）。また、市民アンケートでは「法律や制度上」での男女の平等感については約5割、「政治の場」での男女の平等感については約8割が男性優遇と感じている結果となりました（図3-3）。

このことから、女性のキャリアに対する意識啓発のほか、役員になることを阻害する社会通念や慣行、固定的な性別役割分担意識、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消する必要があります。

あわせて、行政が女性登用の模範を示すとともに、あらゆる分野における女性参画の必要性について理解を深める取り組みが必要です。

図3-3 男女の役割や地位に関する意識について（法律や制度上、政治の場）



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和5年度）

## ■施策の方向

市の審議会や委員会などへの女性の積極的参画を促進します。

また、女性の職域拡大や管理職などへの登用促進に向け、情報収集と啓発に努めます。

## ■施策の内容

### ①審議会などへの女性の積極的参画

| 具体的施策              | 取り組み内容                                                                             | 担当課           |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 審議会などへの女性の積極的参画の促進 | 「岡谷市審議会等の設置及び運営に関する指針」において、女性を積極的に委員に登用することを規定していることから、政策・方針決定の場への女性の積極的な参画を促進します。 | 全課<br>地域創生推進課 |
| 女性のエンパワーメント支援      | 政策・方針決定の場への女性の参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識の解消、女性の意識啓発及び能力向上のための講座などの情報を広く周知し、参加を促します。    | 地域創生推進課       |

### ②女性の職域拡大と管理・監督職への登用促進

| 具体的施策                    | 取り組み内容                                                                    | 担当課              |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 働く場における女性の職域拡大と管理職への登用啓発 | 働く場における女性の職域拡大と管理職への登用について情報収集し、啓発に努めます。                                  | 地域創生推進課<br>工業振興課 |
| 市役所における女性管理監督職への登用促進     | 岡谷市特定事業主行動計画に基づき、女性職員の管理職への登用を進めるため、女性職員の意欲や能力の向上を図り、管理監督者にふさわしい人材を育成します。 | 総務課              |

## 施策（２）男女がともに働きやすい環境整備と

### ワーク・ライフ・バランスの実現

#### ■現状と課題

本市における女性の労働力率は、各年齢で全国よりも高い状況です。また、平成２７年に比べ令和２年の数値も上がっています。このことから、本市は女性の就労者が多いことがわかります（図３-４、図３-５）。

市民アンケートでは、女性の就労のあり方について「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けるほうがよい」と考える人の割合が多いなか、働き続けるための課題としては「育児」や「労働環境」の回答が多く、継続的に仕事をするための環境整備は重要な課題といえます（図３-６、図３-７）。

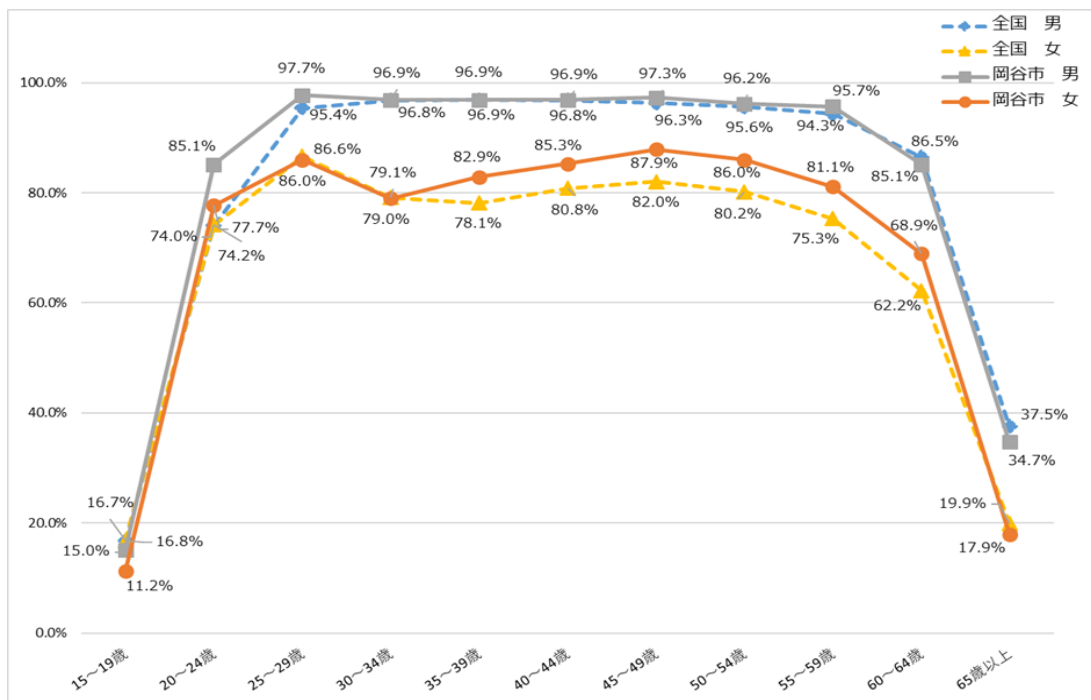
また、働く場の意識調査によると、理想ではバランスの取れた生活を求めている人が多いなか、現実では仕事を優先している人が多く、男女共同参画社会実現のためには、仕事と家庭生活を両立させるための支援策の充実を望む声が多くありました（P6 図 1-6）。

このほか、固定的な性別役割分担意識を背景に、男性中心の働き方が継続されていることなどにより、男性の家庭生活への参画が十分に得られず、家事や育児などに対する女性の負担が大きくなっています。

働く場において、女性がその個性と能力を十分発揮できる社会の実現のため、子育てや介護をしながら働く人への支援や、子育て後に再就職をめざす人への支援、企業へ向けた女性活躍に関する意識改革の推進など、誰もが多様な生き方を選択できるような取り組みが必要であります。

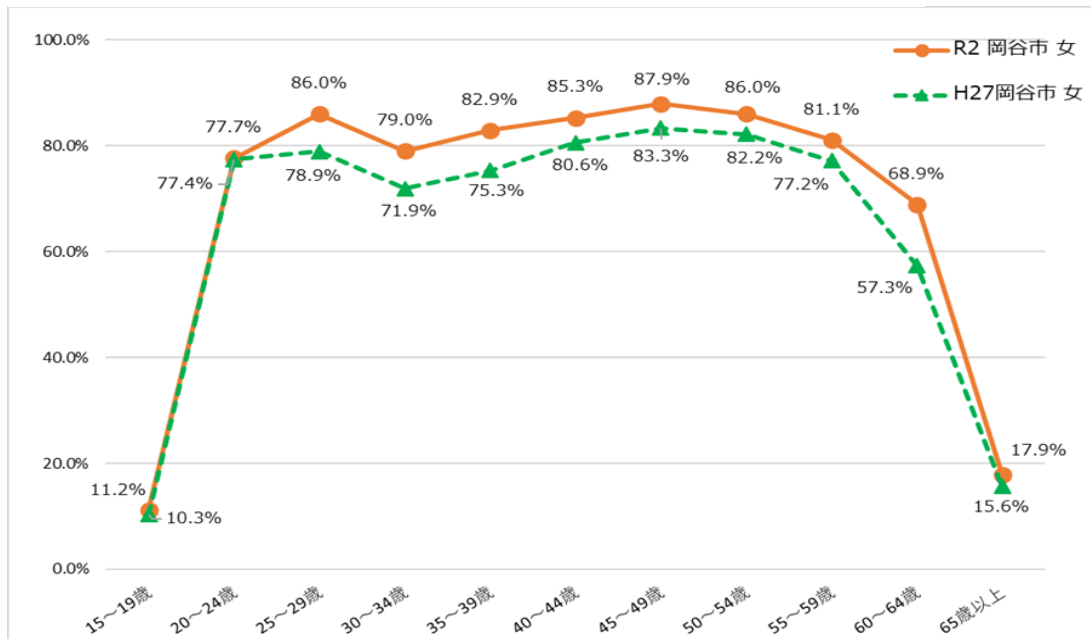
あわせて、男女がともに働きやすい職場環境を整えることも大切です。

図 3-4 年齢階層別労働力率（岡谷市と全国平均との比較）



資料：令和2年国勢調査結果を基に作成

図 3-5 年齢階層別労働力率（岡谷市女性の前回調査時との比較）



資料：平成27年、令和2年国勢調査結果を基に作成

結婚・育児期にある年齢層の女性労働力が低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが描かれています。  
全国に比べて本市の女性の労働力率は高い状況にあります。

図 3 - 6 女性の就労のあり方

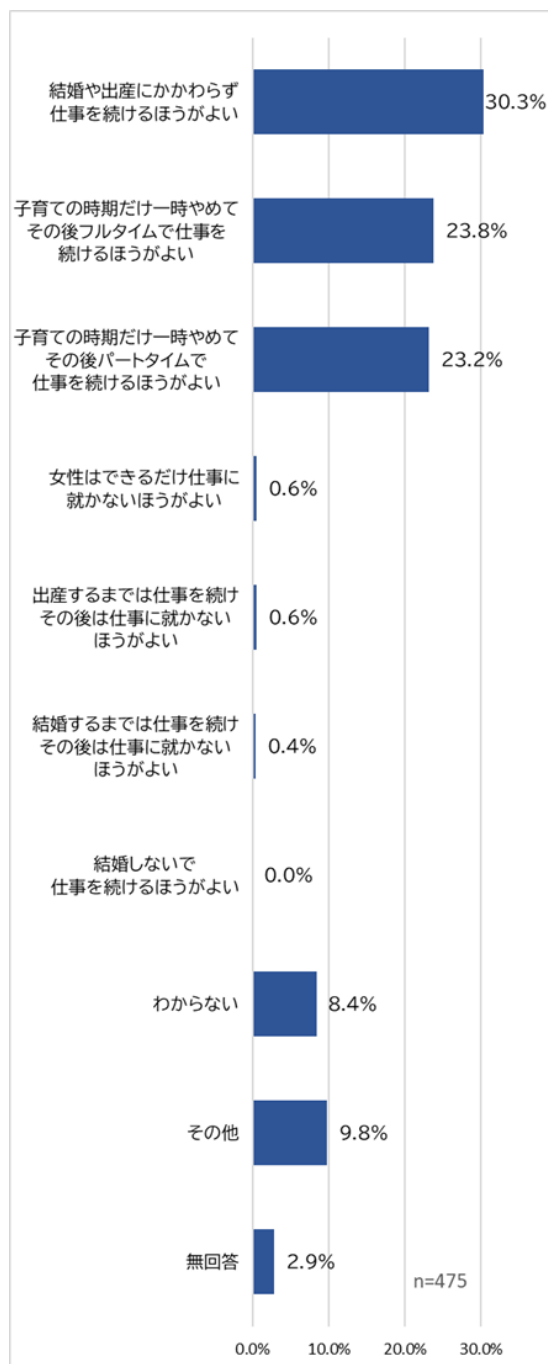
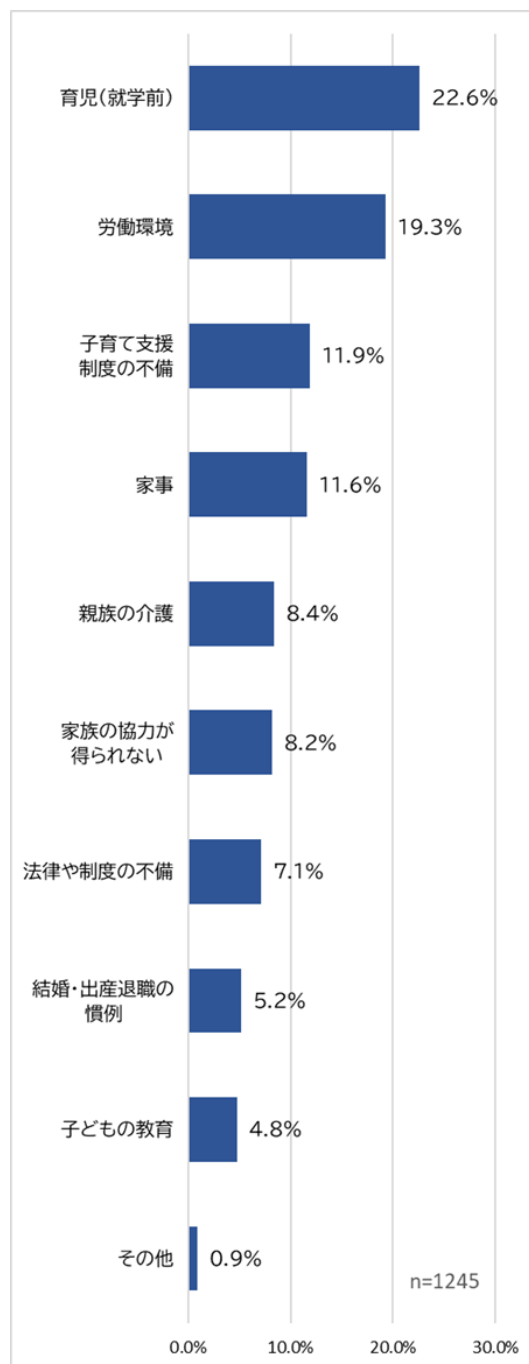


図 3 - 7 女性が働き続けるための課題



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和5年度）

## ■施策の方向

女性が個性と能力を十分に発揮できる社会実現のための環境整備や、就労・キャリアアップ支援などを行います。

また、多様な働き方への支援を充実させることに加え、ワーク・ライフ・バランスの実現のための啓発に取り組みます。

## ■施策の内容

### ①女性の創業・就労支援

| 具体的施策                  | 取り組み内容                                                                               | 担当課                     |
|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 女性の就労・キャリアアップ支援及び再就職支援 | 就労・キャリアアップのための支援及び再就職支援セミナーなどの周知や情報提供を行うほか、ジョブカフェやハローワークなどと連携して相談窓口の充実を図り、就労支援を行います。 | 工業振興課<br>商業観光課          |
| 女性のチャレンジ活動への支援         | 県や商工会議所などと連携して、女性の視点やアイデアを活かした、女性のチャレンジ活動や創業を支援します。                                  | 工業振興課<br>商業観光課<br>農林水産課 |

### ②女性が活躍するための環境整備

| 具体的施策              | 取り組み内容                                                                                      | 担当課                       |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 市内企業の働きやすい環境整備の促進  | 市内企業の働きやすい環境整備を促進し、県が取り組む各種認証などを推奨しながら周知・啓発を行うとともに、雇用形態にかかわらず、働きやすい労働環境の改善に取り組む事業所の支援に努めます。 | 地域創生推進課<br>工業振興課<br>商業観光課 |
| 「育児・介護休業法」などの周知・啓発 | 「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」などの周知や啓発を行い、働き続けたい女性への支援を行います。                                        | 工業振興課<br>商業観光課            |

### ③多様な働き方への支援

| 具体的施策          | 取り組み内容                                                                                             | 担当課            |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 仕事と子育ての両立支援の充実 | 働き方の多様化に伴い、保育サービスや学童クラブなどの子育て支援サービスの充実を図ります。また、子育て支援制度の周知に取り組みます。                                  | 子ども課<br>教育総務課  |
| 仕事と介護の両立支援の充実  | 介護に関する講座などの開催や相談窓口などの充実を図ります。また、「介護保険なんでも読本（岡谷版※毎年改定）」を活用し、職員出前講座、各種研修などで介護保険制度についてわかりやすい情報を提供します。 | 介護福祉課          |
| 柔軟で多様な働き方への支援  | 生活環境の変化に合わせた柔軟で多様な働き方を支援するため、事業所などへ周知、情報の提供を行います。                                                  | 工業振興課<br>商業観光課 |

### ④ワーク・ライフ・バランスの推進

| 具体的施策               | 取り組み内容                                                                             | 担当課                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| ワーク・ライフ・バランスの普及啓発   | 安心して働き続けられるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて、市民・事業所に対する情報提供、セミナーなどを通じた学習機会の提供、あわせて周知や啓発を図ります。 | 地域創生推進課<br>工業振興課<br>商業観光課                  |
| 男性の家事・育児・介護などへの参画促進 | 男性の家事・育児・介護などへの参画を促進するため、家庭生活で役立つセミナーやイベントを開催するなど、学習機会を提供します。                      | 地域創生推進課<br>介護福祉課<br>子ども課<br>健康推進課<br>生涯学習課 |



### 施策（３）地域における男女共同参画の推進

#### ■現状と課題

家庭や仕事と同じように、地域社会は人々にとって身近な居場所であるとともに影響を受ける場所でもあります。区や団体などへの加入率の低下や役員の高齢化による手不足など、さまざまな問題を抱えています。

市民アンケートでは、「地域活動」での男女の平等感については約４割が男性優遇と感じている結果となりました（図３-８）。また、「防災や災害時での活動は男性だけで行っているか」との問いには、約５割が「そうではない」と回答しています（図３-９）。

市と市民が協働でまちづくりを推進するうえで、女性もまちづくりの担い手として地域活動などに積極的に参加し、女性の視点を取り入れた地域活動を展開することは重要です。また、災害への対応では、男女の役割を固定せず、ともに活動できる環境づくりが重要です。

男女共同参画の視点を踏まえた地域活動や防災活動ができるよう、活動の担い手の育成や、男女共同参画の必要性などの理解を深める必要があります。

図３-８ 男女の役割や地位に関する意識について（地域活動）

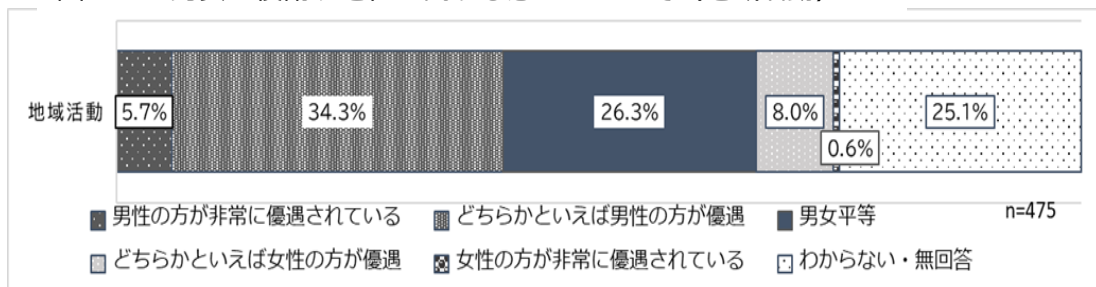
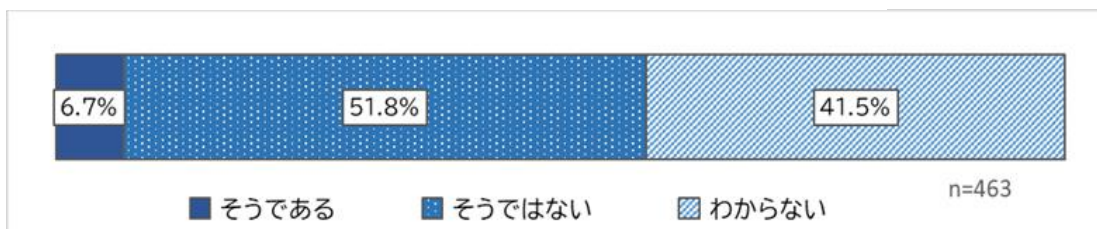


図３-９ 防災や災害時での活動は男性だけで行っていると思うか



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和５年度）

## ■施策の方向

地域における慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を行い、方針決定の場への女性の参画を促進します。

また、男女共同参画の視点を反映した防災活動を推進し、男女がともに協力した避難所運営となるための支援を行います。

地域防災活動への女性の参画を働きかけ、地域住民への消防団活動に対する理解を深めます。

## ■施策の内容

### ①地域活動における女性の参画促進

| 具体的施策              | 取り組み内容                                                               | 担当課              |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------|------------------|
| 地域活動における女性参画の促進    | 地域における方針決定の場への、女性の参画を促進するための働きかけを行います。                               | 地域創生推進課<br>秘書広報課 |
| 男女がともに担う地域活動への啓発推進 | 地域における、慣習やしきたりによる固定的な性別役割分担意識の解消を図り、男女がともに地域活動を担えるよう、意識啓発や情報提供を行います。 | 地域創生推進課<br>秘書広報課 |

### ②防災・減災活動における男女共同参画の推進

| 具体的施策                 | 取り組み内容                                                                                                                   | 担当課          |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 男女共同参画の視点を反映した防災活動の推進 | 男女共同参画の視点を反映した防災・減災活動を行うため、男女共同参画の視点を取り入れた各種マニュアルを作成し、防災訓練への参加を呼びかけます。<br>あわせて、地域におけるジェンダーバランスに配慮した避難所運営のため、女性の参画を推進します。 | 危機管理室        |
| 地域の防災活動への女性参画の促進      | 消防団や自主防災組織における女性の参画を働きかけ、地域住民への消防団活動に対する理解を深めます。                                                                         | 危機管理室<br>消防課 |

## 基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

### 施策（１）あらゆる暴力の予防及び根絶

#### ■現状と課題

DV やハラスメントなどは、人権を侵害し、男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。これらの背景には、性別による偏見や差別が意識の中だけでなく無意識の中に根強く残る慣習やしきたり、経済力の格差などの社会構造が潜んでいます。

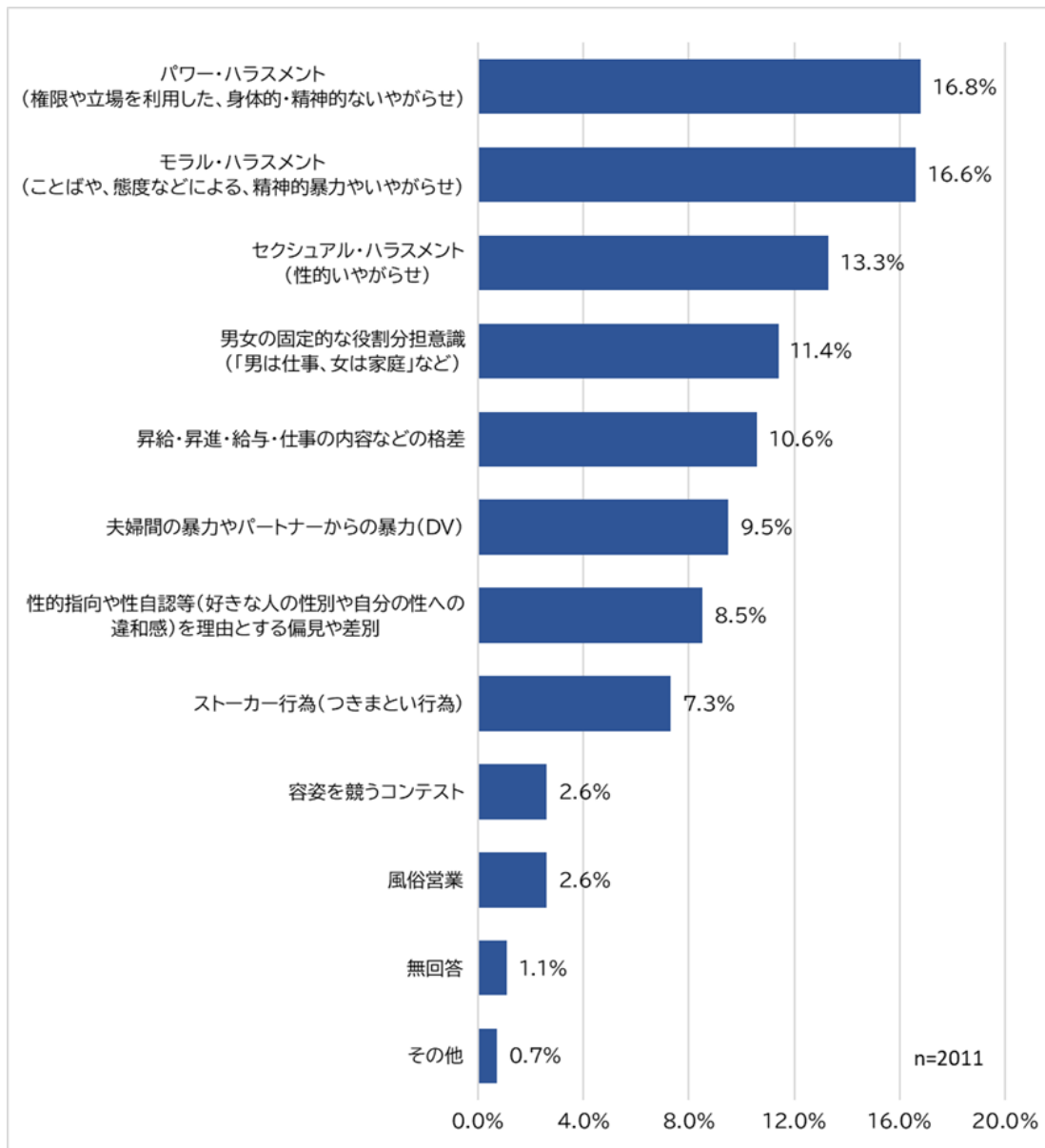
市民アンケートでは、DV の被害経験について「直接経験をしたことがある」、「相談を受けたことがある」、または「当事者を知っている」との回答が2割を超えています（P7図 1-8）。パートナー間の暴力だけでなく、高齢者や子どもへの虐待なども問題となっています。また、近年では SNS などの広がりに伴い、暴力の種類も多様化しています。

そのようななか、DV を受けたときの相談先として家族や親せき、友人などへの相談が多い状況ですが、誰にも相談できない人も一定数いることから、相談支援体制の充実と安心して相談できる相談窓口の周知徹底が必要です（P7図 1-9）。

また、職場や日常生活の中での言動などによって他の人に不利益や精神的なダメージを与えるハラスメントが増加しています。

市民アンケートでは、男女の人権が尊重されていないと感じることとして、さまざまなハラスメントが上位を占めています（図3-10）。多種多様なハラスメントに関する正しい理解と防止に向けた取り組みが必要です。

図3-10 男女の人権が尊重されていないと感じること



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和5年度）

## ■施策の方向

あらゆる暴力の予防・根絶に向けて啓発活動を行うとともに、関係機関との連携を図りながら相談体制を充実させます。

また、多種多様なハラスメントについて正しい理解と防止に向けた意識の醸成を図ります。

## ■施策の内容

### ①DV・性暴力などへの対策の推進

| 具体的施策            | 取り組み内容                                                                                 | 担当課                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| あらゆる暴力根絶に向けた啓発活動 | DV・性暴力などあらゆる暴力の根絶に向けて、啓発活動を行います。また、正しく理解するための学習会などを提供します。                              | 地域創生推進課<br>社会福祉課<br>介護福祉課<br>子ども課<br>教育総務課 |
| あらゆる暴力への相談体制の充実  | DVなどの相談に対応するため、相談員のスキルの向上を図り、相談機能の充実を図ります。<br>また、状況に応じた対応が迅速に行うことができるよう、関係機関との連携を図ります。 | 社会福祉課<br>介護福祉課<br>子ども課<br>教育総務課            |

### ②各種ハラスメント防止に向けた啓発の推進

| 具体的施策              | 取り組み内容                                                             | 担当課                       |
|--------------------|--------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 各種ハラスメント防止に向けた啓発推進 | セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメントなどの各種ハラスメントの防止に向け、事業所などに向け情報提供を行い、意識啓発します。 | 地域創生推進課<br>工業振興課<br>商業観光課 |

### ③若年層に対する予防啓発の推進

| 具体的施策        | 取り組み内容                                  | 担当課                       |
|--------------|-----------------------------------------|---------------------------|
| デートDV防止教育の推進 | 若年層に対して、デートDVなどに関する学習の機会を提供し、啓発活動を行います。 | 地域創生推進課<br>教育総務課<br>生涯学習課 |
| 性に関する有害環境の改善 | 性に関する有害環境の改善のための浄化活動を支援します。             | 生涯学習課                     |

## 施策（２）安心して暮らすための相談・支援体制の整備

### ■現状と課題

女性をめぐる課題は、性的な被害に加えて生活困窮や家庭の状況、地域社会との関係性など、さまざまな問題が複雑に絡み合い複合化していることから、安心して生活できる環境整備が重要です。

複合的な問題に対応できるよう、庁内関係機関などと連携を強化する必要があります。あわせて、相談することに躊躇してしまうことのないよう、相談先などを広く周知し、誰もが安心して相談できる体制とすることも大切です。

また、ひとり親家庭では、生計を維持し家事や育児と両立していくことは、大きな負担となっています。特にひとり親へのアンケートでは、家計状況や仕事などに困っており、経済的支援を期待する回答が多くを占めています（図 3-11、図 3-12）。

そのため、自立して安定した生活を送るための支援が必要です。

図 3-11 日常生活で継続的に困っていること

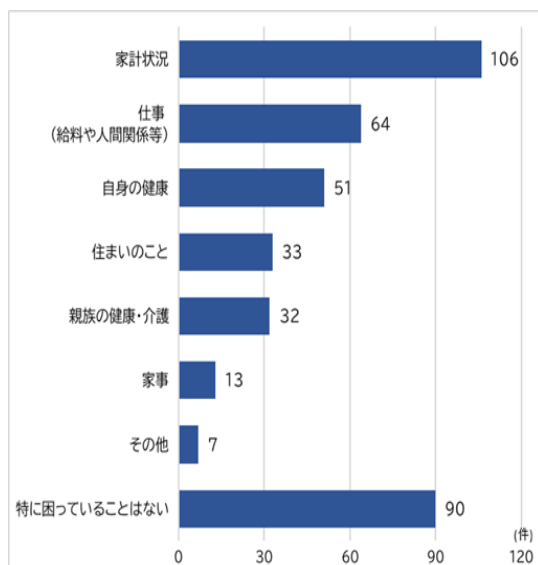
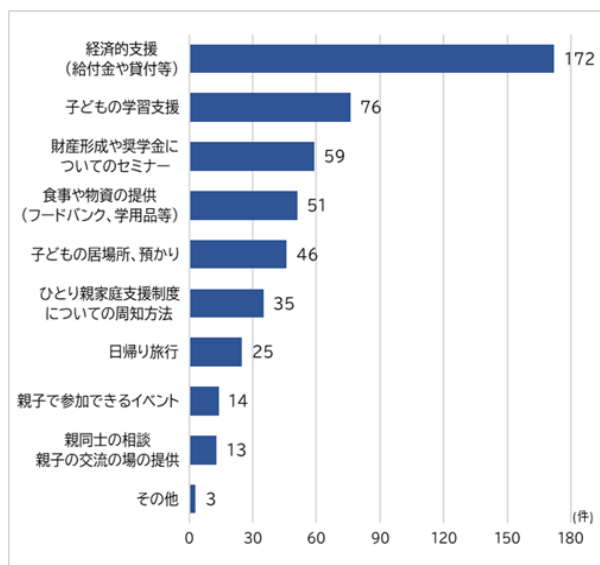


図 3-12 今後期待するひとり親支援策



資料：社会福祉課調べ

### ■施策の方向

困難を抱えた女性への支援の充実を図ります。

また、どこに相談していいのかわからないことがないよう、相談窓口の周知に努めます。

ひとり親家庭が自立した生活が送れるよう、支援の充実を図ります。

## ■施策の内容

### ①困難を抱えた女性への支援

| 具体的施策           | 取り組み内容                                                                                       | 担当課   |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 困難を抱えた女性への支援の充実 | 複雑化、複合化する課題に対応できる相談支援体制を構築し、困難を抱える女性への支援を充実させます。<br>また、庁内関係機関や民間支援団体と重層的に支援ができるよう連携などを強化します。 | 社会福祉課 |
| 相談窓口の周知         | 困難を抱えた女性がどこに相談していいのかわからないことのないよう、窓口の連絡先や相談方法などの情報を広く周知し、誰もが相談しやすい体制とします。                     | 社会福祉課 |

### ②ひとり親家庭への支援の充実

| 具体的施策           | 取り組み内容                                                                                                                                                                         | 担当課            |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ひとり親家庭に対する経済的支援 | ひとり親家庭の生活の安定と自立促進、健康保持を図るため、児童扶養手当の支給や医療費助成などの経済的支援を行います。                                                                                                                      | 社会福祉課<br>医療保険課 |
| ひとり親家庭の自立・就労支援  | ひとり親家庭の就労を支援するため、関係機関と連携し、必要な知識や資格の修得への支援を行います。<br>また、母子・父子自立支援員により就労に関する相談など、自立支援を行います。<br>民生児童委員による見守り活動を実施し、経済的な理由などで孤立する人の把握に努め、必要に応じて行政や関係機関につなぐなど、自立した日常生活を営むための支援を行います。 | 社会福祉課          |



### 施策（３）生涯を通じた健康支援

#### ■現状と課題

自身の生活において、健康のことに不安を抱いている人は少なくありません（図３-13）。

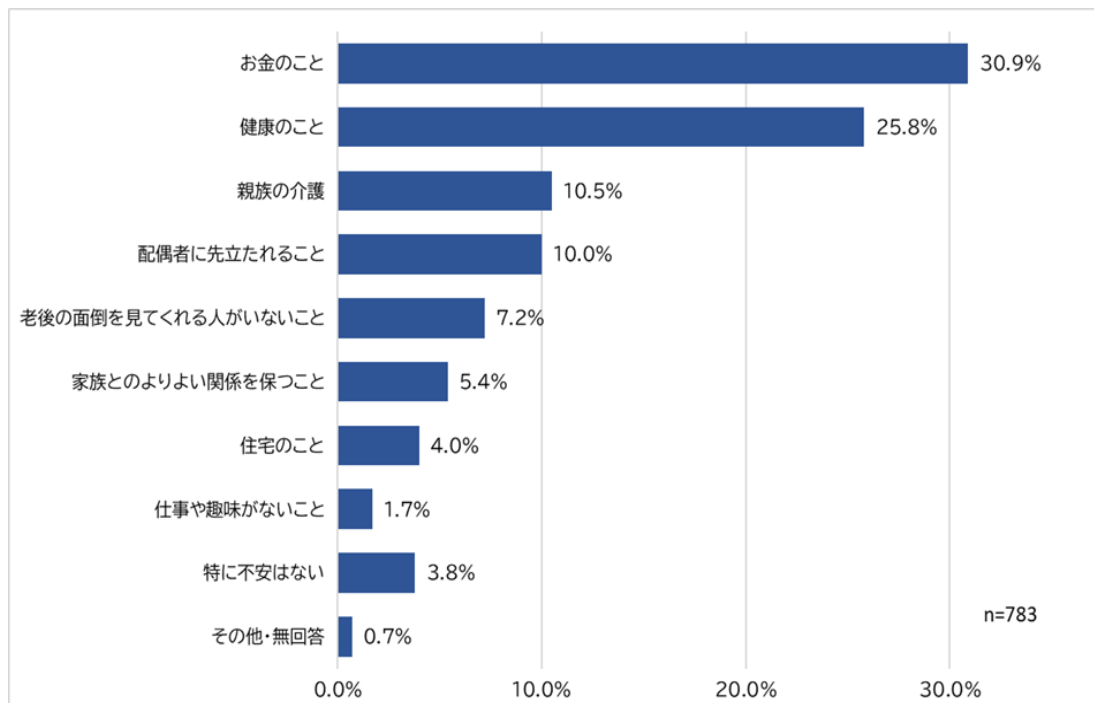
男女共同参画社会を実現するためには、男女がいいきと心豊かに充実した人生を送れるよう、生涯を通じて心身ともに健康であることが大切です。

このためにも、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、互いに思いやりを持って健康を維持することが重要です。特に女性は、年代に応じて大きく変化するという特性があることから、適切なサポートが必要です。

また、ストレスなどによる心身の不調や自殺者の増加、ひきこもりなどが社会問題となっていることから、生きがいつくりの場を充実させ、積極的な社会参加への支援が求められています。

ライフステージに応じた健康課題について正しく理解し、健康管理ができるよう、生涯を通じた健康支援に取り組む必要があります。

図３-13 自身の生活について不安なこと



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和５年度）

## ■施策の方向

男女それぞれの身体の特徴を理解し、ライフステージに応じて包括的に支援を行い、自己管理意識を高めます。

妊娠・出産を希望する人が安心して子どもを産み育てることができるよう、切れ目ない支援を行います。

また、高齢者や障がい者がいきいきと生活できるよう、社会参加への支援を行います。

## ■施策の内容

### ①ライフステージに応じた健康の包括的支援

| 具体的施策            | 取り組み内容                                                                      | 担当課            |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 生涯を通じた健康づくりの推進   | ライフステージに応じた健康相談体制を充実させるとともに、講演会やイベントを通して正しい健康について理解を深め、心身の健康づくりの取り組みを支援します。 | 健康推進課          |
| 各種健診事業の充実と受診率の向上 | 妊産婦健診、がん検診、特定健診、その他ライフステージに応じた健診体制の充実を図ります。                                 | 医療保険課<br>健康推進課 |
| 発達段階に合わせた教育の推進   | 学習指導要領に基づき、発達段階に合わせた男女の差の理解などを深めるほか、ジェンダーフリーなど多様性に配慮した教育を推進します。             | 教育総務課          |

## ②妊娠・出産・育児に関する支援の充実

| 具体的施策               | 取り組み内容                                                                                                              | 担当課                    |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 妊産婦に対する健康支援、相談体制の充実 | 安心して子どもを産み育てることができるよう、妊産婦健診、健康教育、訪問指導や相談体制の充実だけでなく、妊産婦への支援プラン作成及び支援体制の構築を図ります。<br>また、ライフステージに応じた女性の健康づくりの情報提供を図ります。 | 健康推進課                  |
| 子育ての包括的支援           | 両親、特に母親の育児不安を軽減するため、訪問指導、乳幼児健診、育児相談、子育て支援サービスなどを充実させ、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。                                       | 子ども課<br>健康推進課<br>教育総務課 |

## ③高齢者・障がい者の社会参画の支援

| 具体的施策                | 取り組み内容                                                                     | 担当課                            |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 高齢者や障がい者の社会参加の支援     | 地域社会で高齢者・障がい者がいきいきと生活できるよう、介護予防などの健康支援、交流の場に加え、就労情報の提供や支援を行います。            | 社会福祉課<br>介護福祉課<br>スポーツ振興課      |
| 高齢者や障がい者にやさしい生活環境の推進 | 高齢者・障がい者の安全・安心な生活環境の確保、社会的自立及び社会参画を推進するため、各種公共施設や道路、住宅などの整備やバリアフリー化を推進します。 | 企画課<br>社会福祉課<br>介護福祉課<br>都市計画課 |

## 施策（４）多様性を認め合える社会の実現

### ■現状と課題

近年は、ダイバーシティ（多様性）の広がりとともに、LGBTQ や性的マイノリティという言葉の認知が急速に高まりつつあります。

市民アンケートでは、約９割の人が「知っている」「聞いたことはある」と回答していますが、そのうち約２割は「内容までは知らない」と回答しており、十分な理解がされていない状況です（図３-14）。

LGBTQ などの性的マイノリティであることで、偏見や差別から生きづらさを感じ、孤独に陥ってしまう人もいます。

誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、性の多様性に関する理解を深める必要があります。

図３-14 男女共同参画に関する言葉の認知度（性的マイノリティ・LGBTQ）



資料：男女共同参画に関する市民アンケート（令和５年度）

### ■施策の方向

性の多様性について、理解を深めるための情報提供を行います。

### ■施策の内容

#### ①性の多様性に関する理解促進

| 具体的施策                | 取り組み内容                                 | 担当課     |
|----------------------|----------------------------------------|---------|
| 性の多様性に関する理解を深めるための啓発 | 性的指向、性自認などの多様な性に対する理解を深めるため、情報提供を行います。 | 地域創生推進課 |
| 長野県パートナーシップ届出制度の周知   | 長野県パートナーシップ届出制度及び利用可能な行政サービスの周知を行います。  | 地域創生推進課 |

## 第4章 計画の推進

### 1 計画の進行管理

#### (1) 取り組みの目標指標の設定

計画をより実効性のあるものとするため、令和11年度を目標年度とする目標指標を設定し、めざす到達点をわかりやすく示します。

岡谷市男女共同参画審議会において、目標指標の達成状況について定期的に評価・点検を行います。

#### 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

| 指標名                              | 計画策定時実績            | 目標値                 |
|----------------------------------|--------------------|---------------------|
| 「家庭生活」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合     | 26.9%<br>(令和5年度調査) | 35.0%<br>(令和10年度調査) |
| 「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について賛成と思う人の割合 | 15.2%<br>(令和5年度調査) | 10%未満<br>(令和10年度調査) |
| 「社会全体」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合     | 12.0%<br>(令和5年度調査) | 20.0%<br>(令和10年度調査) |

#### 基本目標2 あらゆる分野において男女がともに活躍できる環境づくり

| 指標名                                | 計画策定時実績              | 目標値                   |
|------------------------------------|----------------------|-----------------------|
| 審議会等における女性委員の登用率                   | 35.2%<br>(令和6年3月31日) | 40.0%<br>(令和11年3月31日) |
| 市職員の管理職（課長級以上）に占める女性の割合            | 13.5%<br>(令和6年4月1日)  | 15.0%<br>(令和11年4月1日)  |
| ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度（内容まで知っている人の割合） | 41.1%<br>(令和5年度調査)   | 50.0%<br>(令和10年度調査)   |
| 「地域活動」で男女の地位が平等になっていると思う人の割合       | 26.3%<br>(令和5年度調査)   | 35.0%<br>(令和10年度調査)   |

#### 基本目標3 誰もが安全で安心して暮らせる社会づくり

| 指標名                        | 計画策定時実績           | 目標値                 |
|----------------------------|-------------------|---------------------|
| DVについて誰にも相談できない人の割合        | 2.8%<br>(令和5年度調査) | 0%<br>(令和10年度調査)    |
| 生活上困難を抱える女性の相談窓口を知っている人の割合 | —                 | 30.0%<br>(令和10年度調査) |

## **（２）市民意識調査（市民アンケート）の実施**

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、「男女共同参画に関する市民意識調査」、「働く場における男女の意識調査」を定期的の実施し、男女共同参画に関する市民の意識と実態、就労に関する男女の意識と実態、行政に対する課題の変化などを把握します。

## **２ 計画の推進体制**

### **（１）岡谷市男女共同参画審議会【市長の諮問機関】**

条例第２０条の規定に基づく市長の諮問機関として、男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査、審議するために設置しています。

審議会では、男女共同参画に関する現状を継続的に調査・把握するとともに、施策の実施状況や目標の達成状況について評価・点検を行い、市長に意見や提言を行います。

### **（２）岡谷市男女共同参画推進協議会【庁内の推進機関】**

「岡谷市男女共同参画推進協議会設置要綱」第１条の規定に基づき、庁内各課の連携を図り、男女共同参画施策を総合的、計画的に推進するために設置しています。

協議会を通して男女共同参画施策を担う庁内の関係部門が連携することにより、組織の横断的な取り組みを行います。

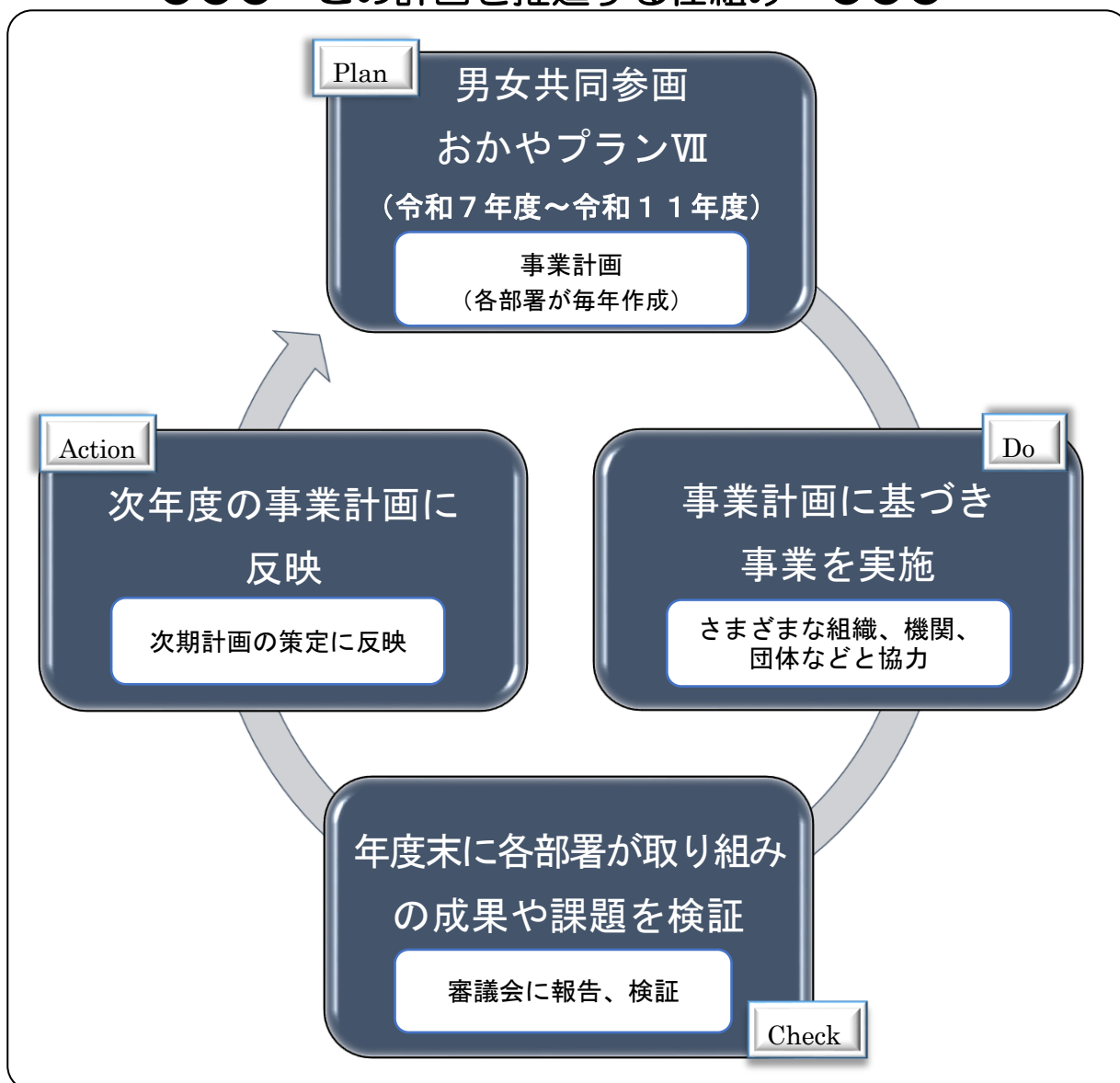
### **（３）市民、事業者、教育関係者**

市民、事業者、教育関係者などに男女共同参画に関する学習の機会や情報を提供し、男女共同参画について正しく理解していただくことにより、市民総参加による男女共同参画社会の実現に取り組みます。

### **（４）国、県、他市町村などの関係機関や関係団体**

国、県、他市町村などの関係機関や関係団体との情報交換や相互協力により、男女共同参画社会の実現に取り組みます。

## ●●● この計画を推進する仕組み ●●●



### 3 市民のみなさんへ

岡谷市がめざす「男女共同参画社会」を実現するためには、市民のみなさんの取り組みが必要です。

それぞれの立場から男女共同参画を推進していきましょう。

